



(財)財務会計基準機構会員

平成 21 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名	フタバ産業株式会社
代 表 者 名	取締役社長 三島 康博
コード番号	7241 東証・名証第 1 部
お問合せ先	常務取締役 佐々木康夫 (TEL 0564-31-2211)

内部統制監査報告書に関する監査意見不表明についてのお知らせ

当社は、本日あずさ監査法人より、平成 21 年 3 月期の内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書について、「意見を表明しない」旨が記載された内部統制監査報告書を受領しましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査を実施した監査法人の名称

あずさ監査法人

2. 内部統制監査報告書の内容

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 2 項の規定に基づく監査証明を行うため、フタバ産業株式会社の平成 21 年 3 月 31 日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、下記事項を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。

記

内部統制報告書に記載のとおり、会社は、当初計画段階において評価範囲から除外していた会社の固定資産プロセス、会社及び連結子会社の資金プロセス、不正な金融支援に関与した連結子会社及び持分法適用会社各 1 社の全社的な内部統制について、評価手

続を行うことができず、また、会社の販売、購買、在庫、決算財務報告プロセスについては、一部未了な評価手続があるため、財務報告に係る内部統制の評価は完了していない。会社は当該評価範囲の制約による影響が重要であると判断し、財務報告に係る内部統制についての最終的な評価結果を表明していない。このため、当監査法人は、フタバ産業株式会社の平成 21 年 3 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制について、内部統制報告書に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

当監査法人は、内部統制報告書において評価範囲の制約とされた当該内部統制の財務報告に与える影響の重要性に鑑み、フタバ産業株式会社の平成 21 年 3 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制の有効性についての結論を表明しない旨を表示した内部統制報告書に対する意見を表明しない。

追記情報

会社は、内部統制報告書に記載のとおり、全社的な内部統制、全社的な観点から評価する決算財務報告に係る内部統制、業務プロセスに係る内部統制に重要な欠陥があるとしている。財務諸表監査においては、当該重要な欠陥の影響を考慮して実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定しているため、財務諸表監査の意見に及ぼす影響はない。

3. 内部統制監査報告書の受領日

平成 21 年 6 月 29 日

4. 財務諸表の監査報告書における監査意見

無限定適正意見であります。

5. 会社の今後の対応

重要な評価手続が実施できなかった理由は、以下のとおりであります。

平成 20 年 12 月に実施した過年度決算訂正に関して、平成 20 年 10 月から平成 21 年 3 月にかけて社内調査委員会及び社外調査委員会によって調査が行われた結果、不適切な会計処理の内容及びその原因として、当社の全社的な内部統制及び金型・設備に係る棚卸資産、固定資産の業務プロセスにおいて、重要な欠陥を示唆する不備が特定されました。さらに、平成 21 年 5 月に公表された、持分法適用会社に対する不正な金融支援に係る特別調査委員会の調査の結果、当該金融支援に関与した当社並びに連結子会社 2 社の全社的な内部統制及び資金プロセス、持分法適用会社の全社的な内部統制に重要な欠陥を示唆する不備が特定されました。これに伴い、当社は、当初の計画段階において評価範囲に選定していなかった当社の固定資産プロセス、当社及び連結子会社 2 社の資金プロセス、不正な金融支援に関与した連結子会社及び持分法適用会社各 1 社の全社的な内部統制について、新たに評価範囲に追加することが適切であると判断しましたが、関連する社内・社外の調査の実施と調査報告書の公表が期末日前後になったため、新たに評価することが適切であると判断した内部統制の評価手続を実施することができま

せんでした。また、当社は、過年度決算訂正に関する有価証券報告書等の訂正報告書の提出や税務当局に対する対応、その他社内調査等に、優先的に注力してきており、当初の計画段階において評価範囲に含めていた当社の販売、購買、在庫、決算財務報告プロセスについても、評価手続の一部を実施することができませんでした。

なお、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、評価を実施した範囲において特定された内部統制の不備については是正計画を策定し早期是正に取り組んでおります。また、評価を実施できなかった範囲においても早期に評価を完了させる方針であります。

以 上